

京都府高等学校体育連盟事務局運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府高等学校体育連盟規約第19条に基づき、事務局の運営について定める。

(事務局員)

第2条 事務局には、事務局長及び事務局主事を置き、会長がこれを委嘱する。

2 事務局長は、原則として京都府教育庁指導部保健体育課指導主事がこれにあたる。

3 事務局長は、第3条の業務を統括する。

4 事務局主事は、第3条の業務に専念する。

5 事務局員は、必要に応じ増員することができる。

(業務)

第3条 事務局は、次のとおり庶務及び会計に関する事項を処理する。

(1) 庶務

ア 文書の立案、印刷、発送、授受、整理、保管に関する事項

(ア) 主管行事の開催通知、並びに役員等委嘱、派遣依頼

(イ) 必要資料の提出依頼、並びに整理資料の還元

イ 諸会議録の作成、保管に関する事項

ウ 各専門部事業に関する一連の事務処理

エ 関係組織・機関との連絡調整に関する事項

オ その他本連盟庶務に関する事項

(2) 会計

ア 加盟各校分担金の収集に関する事項

イ 予算にもとづく各専門部等への金銭の出納に関する事項

ウ 出納簿の整理、保管に関する事項

エ 会計報告

オ その他本連盟会計に関する事項

(会計処理)

第4条 会計処理については、京都府会計規則に準ずるものとし、当該規則に定めるものの他、事務局員等による立替払に対する支払を認めるものとする。

2 事務局員等に支給する旅費については、京都府旅費条例に準ずるものとする。

附 則

1 本規程の改正は、本連盟規約に準ずる。

2 この規程は昭和59年2月28日より施行する。

平成11年5月7日(一部改正)

平成17年5月13日(一部改正)